

## 利用者負担（保育料）の見直しについて

## 1 利用者負担（保育料）の概要

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、町が設定しています。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情をふまえて、基準額が示されています。利用者負担（保育料）は平成 26 年度までの利用者負担（保育料）を反映した内容となっています。

平成 27 年度からの利用者負担（保育料）については、従来の所得税額ではなく、新しく市町村民税額を基に階層区分を設定しています。

## 2 平成 27 年度からの利用者負担（保育料）の設定した内容について

新制度の施行にあたり、新たに設定した利用者負担（保育料）は、次の 3 つです。

教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料

保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料

## 保育認定（保育所）の保育短時間の保育料

### 3 直近の利用者負担（保育料）の見直し

平成 19 年度末に、他の市町村を参考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正しました。それ以降は、見直しを行っていません。

（ 8 階層 11 階層 ）

直近の改定では、所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていません。

### 4 平成 28 年度に子ども・子育て会議で検討していきたい内容

従来からの課題の解消も含めた利用者負担の抜本的な改定については、平成 27 年度以降に保育料の見直しを行うことを、平成 27 年 3 月に町長へ最終報告（答申）をした中でも報告をしています。

他自治体では、所得階層をより細分化したり、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあり、町の利用者負担（保育料）は、児童の年齢や所得階層により差があり、この不均衡な状態を解消していくために検討をしています。